

# 運転免許証の番号の形式及び内容について

警察庁丁運発第105号

昭和56年9月10日

各管区警察局長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
段

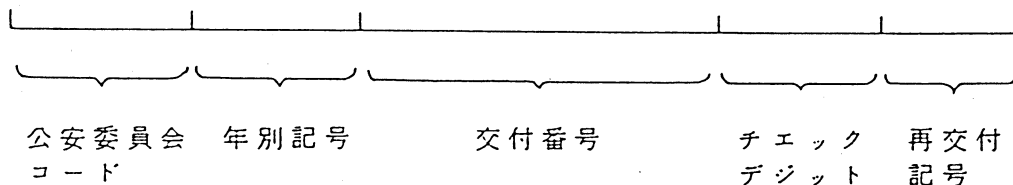
警察庁交通局運転免許課長

運転免許証の番号の形式及び内容については、「運転免許証番号の形式及び内容の統一について」(昭和41年5月24日付け警察庁丁運発第53号)によってきたところであるが、「電子計算組織による運転者管理業務実施要領」(昭和56年4月8日付け警察庁丙運発第7号,警察庁丙情管発第2号,警察庁丙有発第2号。以下「実施要領」という。)による運転者管理業務を的確に行うため、運転免許証(以下「免許証」という。)の番号の形式及び内容を次のとおり定め、昭和57年1月1日から実施することとしたので、これが取扱いについて遺憾のないようにされたい。

なお、「運転免許証番号の形式及び内容の統一について」(昭和41年5月24日付け警察庁丁運発第53号)は、同日付けをもってこれを廃止するので念のため申し添える。

## 記

- 1 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第92条第1項により交付する免許証(以下「新規免許証」という。)及び第2項により交付する免許証(以下「併記免許証」という。)で昭和57年1月1日以降の日付けで交付するものについては、免許証の番号の形式は12桁の数字とし、その内容は次のとおりとする。



- (1) 公安委員会コードは、交付公安委員会を表示する2桁の数字で、実施要領、別添4業務コード表1都道府県(方面)公安委員会名コードによるものとする。
- (2) 年別記号は、交付年を表示する2桁の数字で、交付年に該当する西暦の下2桁とする。
- (3) 交付番号は、交付年ごとの一連番号を表示する6桁の数字とする。
- (4) チェックデジットは、公安委員会コード、年別記号及び交付番号に基づいて、「モジュラス11」

の計算方式により算出した1桁の数字とする。

(5) 再交付記号は、亡失又は滅失を理由とする免許証の再交付の回数を表示する1桁の記号で、再交付回数0回の場合は「0」、1回の場合は「1」、以下回数に応じて1を加えた数とする。

ただし、再交付回数10回以上については10回の場合は「1」、以下回数に応じて1を加えた数とする。

2 昭和57年1月1日以降の日付けで交付する法第101条及び法第101条の2の規定による免許証の有効期間の更新に係る免許証(以下「更新免許証」という。)については、現に付されている11桁の免許証の番号の下1桁(再交付記号)の前に1の(4)によるチェックデジットを加え12桁の数字とする。

なお、再交付免許証については、昭和57年1月1日以降再交付登録をするものについては免許証の番号は12桁となるので念のため。

### 3 経過措置

(1) 次の場合は、昭和57年1月1日以降の日付けで交付する免許証であっても、免許証の番号は、なお、従前の例によることができるものとする。

ア 新規及び併記免許証

運転免許試験の合格	免許データ登録 (免許証の作成)	免許証に記載する 交付年月
昭和56年12月	昭和56年12月	昭和57年1月

#### イ 更新免許証

有効期限	免許証台紙の作成	更新データの登録	免許証に記載する交付年月
昭和57年1月の誕生日	昭和56年12月	昭和57年1月	昭和57年1月

(注) 免許証台紙をあらかじめ自県の電算機により作成しておき、警察署に配付しておく府県の場合。

(2) 次の場合は、昭和56年12月31日以前の日付けで交付する更新免許証であっても免許証番号は2による12桁の数字とすることができるものとする。

有効期限	適性検査合格	更新データの 登録	免許証に記載する 交付年月
昭和56年 12月の誕生日	昭和56年 12月	昭和57年 1月	適性検査合格日
昭和57年1月 1月の誕生日	昭和56年 12月	昭和57年 1月	適性検査合格日